

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
<p>（犯則事件の範囲）</p> <p>第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号の罪</p> <p>三 六 （略）</p>	<p>（犯則事件の範囲）</p> <p>第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第百九十七条の二第一号から第十号の四まで又は第十三号の罪</p> <p>三 六 （略）</p>